

## 民生委員・児童委員 推薦事務説明会 質疑応答

### 1 推荐手続きについて

Q 1 候補者を選出できなかった場合、どのようにしたらよいのでしょうか。

A 1 欠員となり、隣の地区の委員が欠員地区を代行することになります。この場合、代行する委員の負担が大きくなり、また、相談者も馴染みのない他の地区の委員に相談しづらいようです。候補者の選出にお困りの場合は、地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」と言います。）の会長や区役所福祉保健課に相談してください。

Q 2 地区推薦準備会には、なぜ地区民児協の代表の出席が必須となっているのですか。

A 2 地区民児協の代表は、地域の委員の活動のことを一番よく知っているためです。

Q 3 環境事業推進委員や明るい選挙推進協議会推進委員・推進員を推薦人としてもよいですか。

A 3 構いません。

Q 4 地区推薦準備会の「会議録」には欠席者の署名も必要ですか。

A 4 必要ありません。なお、「推薦人選出報告書」には欠席者も含め、推薦人全員の氏名を記載してください。

Q 5 新任と再任の候補者がいる地区の場合、「会議録」の他に「再任確認書」を提出する必要がありますか。

A 5 「再任確認書」の提出は不要です。

Q 6 元民生委員が候補者の場合は、再任の候補者と同じ手続きをとればよいですか。

A 6 新任の候補者と同じ手続きが必要となります。

Q 7 「履歴書」の地域活動の欄について、現在の地域での経験はないものの、以前居住していた地域での活動経験がある場合は、その活動を記載してもよいでしょうか。

A 7 記載してください。

Q 8 再々任は可能ですか。可能であるなら、説明資料にその旨を明記してください。

A 8 再々任は可能です。今後、分かりやすい記載に改めます。

## 2 制度や活動内容の見直し

Q 1 厚生労働大臣から委嘱されている民生委員が社会福祉協議会に会費を払うのはおかしい。期限を定めて見直すよう、市役所に依頼してください。

A 1 市全体でも課題としてとらえており、見直しの検討を依頼します。

Q 2 民生委員のやりがいや活動している上でのメリットにはどのようなものがありますか。

A 2 チラシ「やってみませんか民生委員」などでもふれていますので、参考にしてください。

Q 3 一定期間務める方への表彰制度があることを、もっと広く知らせてください。

A 3 今後、検討します。

Q 4 新任の方を適切に支援する仕組みがあれば、候補者をもっと見つけやすくなると思います。ベテラン委員の経験やノウハウの継承について、どのように考えていますか。

A 4 新任の方を対象とした研修を実施しています。また、今回の一斉改選から、退任する委員が新任委員にノウハウを伝えるバトンタッチサポーター制度を試行的に実施することとしました。

Q 5 活動費は、会計報告が必要ですか。また、戻入や不足分の追加はありますか。

A 5 会計報告は不要です。戻入、不足分の追加はありません。

Q 6 見守りの件数がとても多くなっており、高齢者がこの先も増えていく状況に対応できるよう、活動内容の見直しを行ってください。

A 6 市全体で課題として認識しており、現在見直しを行っています。

Q 7 民生委員の負担を軽減するため、地域の訪問介護の法人や地域ケアプラザとの連携をもっと進め、高齢者の見守りが今よりも円滑にできるよう検討してください。

A 7 今後も持続可能な制度となるように検討していきます。

Q 8 仕事や介護などで忙しい委員の方が参加しやすくなるように、次の一斉改選までに、地区民児協の会議をオンライン化できるよう取り組んでください。

A 8 各地区民児協にご意見を伝えます。